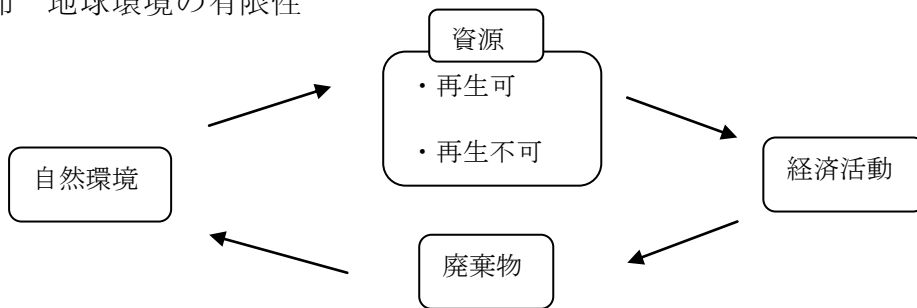


はじめに

現在、人間活動の拡大に伴い、地球規模の環境問題も顕在化している。諸環境問題は、人間の手に引き起こされている問題で、原因は人間の行動であり、汚染や破壊はその結果である。本章では環境問題の社会・経済的背景を分析し、環境保護の「担い手」は誰かに特定し、その「担い手」にいかなるインセンティブないしはルールを与えるべきかを考察する。

第1節 地球環境の有限性



イギリスの産業革命を契機に再生不可能な資源の枯渇が懸念



ローマ・クラブによる『成長の限界』

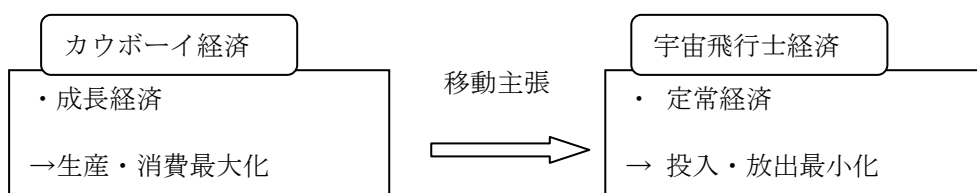
しかし、、、

現在までのところこのような状況は生じてない！！

}	探鉱・開発活発 → 限界供給者増加	}	石油の可採年数は
	省エネの進歩、石油代替エネルギー利用の拡大		40年ほど横ばい

※再生可能な資源の大量消費による環境問題が深刻

ボーディングによる『来るべき宇宙船地球号の経済学』

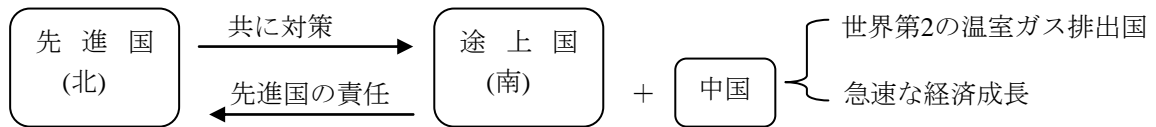


第2節 地球環境問題と南北対立

・環境問題の区別

- ① 局地的だが劇症的な被害の問題 → 例) 水俣病
 - ② 広域的で慢性的な被害の問題 → 例) 大気汚染・酸性雨
 - ③ 地球規模の対処が要求される問題 → 例) オゾン層破壊・地球温暖化
- } 被害者と加害者が明白
- } 被害者=加害者

・南北対立



※環境問題と貧困問題の両立が最大の課題

第3節 「持続可能な開発」概念とその問題点

・持続可能な開発とは

将来のニーズではなく現代のニーズを満たす開発
構成員の格差がある場合、さらに必要!(南北問題)

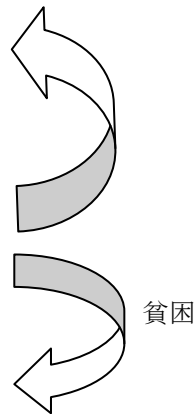
・視野の拡大・長期化

社会的費用を最小化、費用負担は世代間公平

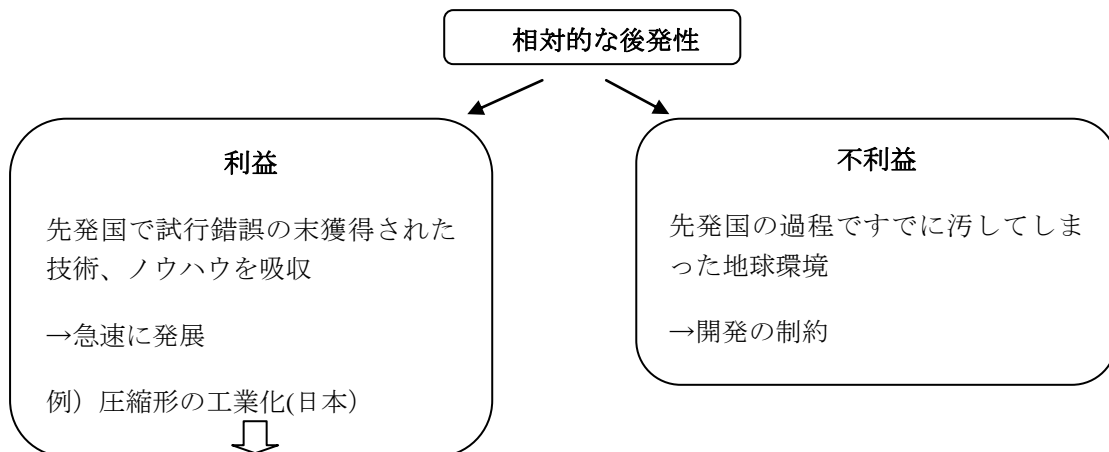
・視野の短期化

所得・資産の制約で長期的な費用の最小化が不可能

現在の消費 ≠ 将来の消費



第4節 相対的後発性の不利益・利益と制度





①、②の側面（第2節参照）で、先発国の弊害の経験を知る

→ 認識における後発性の利益

環境保全政策、法制度確立などが現実的な活用例

法は環境保全の必要条件だが十分条件ではない！



ノース主張

制度の変化=社会が時間の経過とともに発展する経路を決定

ただし、公式のルールが存在してもどのようにするかによって結果は異なる

①フォーマルな成文ルール（憲法、法律）

②インフォーマルな不文の行為コード（習慣や伝統をも含む）

③執行のあり方（処罰のあり方）

第5節 環境問題の経済分析

経済学で
の市場の
失敗

資源分配の不自由

外部性の存在 例) 環境汚染、資源枯渇（外部不経済）

ある行為の私的限界費用と社会限界費用の乖離+所有権の不明

対処法

①内部化 ②直接規制 ③政府による対処 ④所有権による対応

・環境保護の「担い手」

当該問題の被害者であり加害者である

特定少数



不特定多数

経済的手段・インセンティブの有効性に関心

直接規制による解決は困難

価格で「担い手」の行動コントロール

※「担い手」は決して同一な条件ではない！！

→採用手段の有効性と公平性を問われる大きな課題